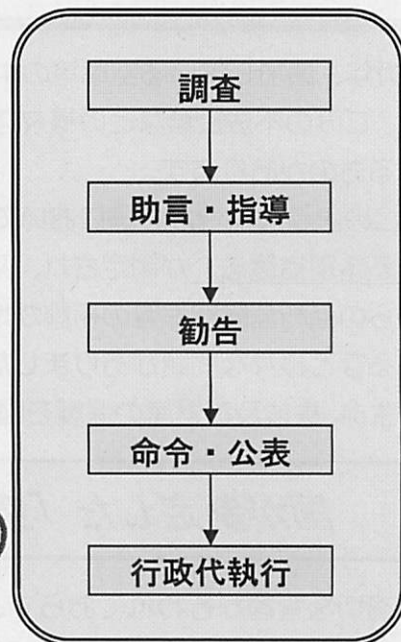


「特定空家等」、「危険空家等」に対して市はどのような対応をするのか？

老朽危険空家等について、市は所有者等の調査を行い、所有者等が判明すれば、その建物及び土地所有者に助言、指導を行います。そして、指導を行っても状態が改善されない場合は、勧告を行うこととなります。この勧告が実施されると、翌年から土地の固定資産税等の住宅用地特例が外れ、軽減措置を受けられなくなります。また、全体的な対応の流れとして、市は、右図のような対応を行っていくこととなります。

*固定資産税等の住宅用地特例とは、住宅が建っている土地の面積が200㎡までは土地の固定資産税の課税標準価格を6分の1に、200㎡を超える部分は3分の1に軽減する制度です。

*行政代執行となった場合は、原則、建物所有者等へその費用を請求します。



現在、空家等をお持ちの所有者の皆様へ！！

本来、空家等の管理についてはすべて所有者等の責任において行うべきものです。特別措置法及び条例においても、所有者等の責務として、「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、老朽危険空家等を適正に管理しなければならない」と規定しています。

空家等は利用せず、放置しておくとも老朽化が進み、倒壊や火災などの発生につながるほか、地域の生活環境に悪影響を及ぼします。

また、万が一、建物の倒壊や建築部材の脱落・飛散により通行人や近隣の家屋に被害を与えた場合には、その建物の所有者等は被害者等から管理責任を問われ、損害賠償などを請求される場合があります。

所有者等の皆様は自己の所有する空家等について、定期的な点検や補修を行うなど、近隣の方々の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めてください！！



〔空家等のご相談・お問い合わせ窓口〕

尼崎市都市整備局 都市計画部 建築安全担当

TEL : 06 - 6489 - 6647 / FAX : 06 - 6489 - 6597

E-mail : ama-kenchikuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp